



# 小鮎 公民館だより

発行■厚木市立小鮎公民館

電話■(046)241-1265 FAX■(046)243-1013

E-Mail■8618@city.atsugi.kanagawa.jp

各地区の公民館だよりは、厚木市ホームページをご覧ください。



小鮎地区ふれあい宣言の合言葉「小鮎からつなげようみんなの絆」

## 市民体育祭選手募集

9月10日(日)に開催される第46回厚木市民体育祭に、小鮎地区も参加します！スポーツが大好きでチャレンジしたいという皆様のご参加をお待ちしています。

【日時】9月10日(日)午前8時30分開会

【場所】荻野運動公園ほか市内スポーツ施設

【募集種目】ソフトボール(男子)、ソフトバレーボール、バドミントン、卓球、ターゲットバードゴルフ

【参加資格】小鮎地区に大会当日の1か月前までに住民登録している方(児童・生徒は除く)

(1) 小鮎チームとしてエントリーしますので、エントリー可能人数に満たなかった場合は出場できません。

(2) 応募多数の場合、補欠選手になる可能性があります。

【申込み】6月24日までに小鮎公民館へ電話でお申し込みください。

【問合せ】小鮎公民館 ☎241-1265



卓球



ターゲットバードゴルフ

昨年の市民体育祭の様子

## 自分の身を守ろう！

## 夏の親子護身術教室

日本の武道〈合気道〉の気や技を使ってどなたでもできる護身術の基本を学びます。

【日時】7月16日(日)午前10時30分~12時

【場所】小鮎公民館 2階集会室

【対象】親子・家族(小学生以上)20人(先着順)  
※小さいお子さんは申込時にご相談ください。

【参加費】無料

【持ち物等】汗拭きタオル、飲み物、動きやすい服装

【申込み】7月9日までに、柳下へ電話☎090-1701-7897  
またはメール✉aki@aiki-seisinkan.orgでお申し込みください。

【主催】合気普及会厚木地区担当

【後援】市教育委員会



## 七夕飾り

公民館の玄関ホールに今年も、地域の方々に七夕飾りを行います。

手作りの七夕飾りに、皆さんの願いごとを託した短冊をつり下げてみてはいかがでしょうか。

【期間】6月17日(土)~7月7日(金)



本紙6月1日号でお知らせした8月3日開催の「チヨークアート教室」は、締め切り日を7月10日に延長します。【問合せ】小鮎公民館 ☎241-1265



お知らせ

- 住民票、印鑑証明などの発行事務 8:30~17:15  
☎ 公民館 ☎241-1265
- 公民館図書室の開室 10:00~12:30・13:30~17:00  
お休み 19日(月) ☎ 図書室 ☎242-1403



## 小鮎ボランティアの会研修 「みんなで一緒に健康体操」公開講座

募集

コロナ禍で運動不足を感じませんか。みんなで一緒に健康体操で体と気持ちをすっきりさせましょう。講師の軽快な話と健康体操を楽しみながら、日頃の運動不足の解消を目指します。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

【日時】7月14日(金) 13:15~14:15

【場所】小鮎公民館 体育室

【講師】伊藤 フサ子 さん(寒川町健康指導員)

【申込み】不要 ※参加無料

【持ち物】体育靴(上履き)  
ヨガマット(バスタオル)  
飲み物



【問合せ】小鮎ボランティアの会 渡辺  
☎241-0234

## 子どもたちと一緒に楽しもう！ 「放課後子ども教室」スタッフ募集

募集

放課後に、学校の空き教室などを使って子どもたちへさまざまな体験や学習を提供する「放課後子ども教室」。そのスタッフを募集します。資格や免許は問いません。子どもたちと一緒にひとときを楽しみませんか。

【対象】心身共に健康な18歳以上の方

【内容】講師の補助、講座の準備など

【勤務先】小鮎小学校(放課後子ども教室)

【勤務条件】月15日程度。  
授業終了後~17:30(冬時間あり)

【報酬】時給1,107円~

【申込み】こども育成課 ☎225-2582



## 小鮎地区 環境保全指導員のご紹介

お知らせ

頼住博司さんと保住修二さんが、4月1日付で市長から環境保全指導員に委嘱されました。

2人は、きれいなまちづくりのため、駅前路上喫煙禁止エリアで「路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーン」を行っています。

清潔感のあるきれいなまちづくりのためには、ごみの持ち帰りや喫煙マナー、ごみ拾いなど、一人一人の心掛けが大切です。ぜひ、皆様のご協力をお願いします。

【問合せ】生活環境課 ☎225-2750

## 電気・ガス・食料品等 価格高騰緊急支援給付金のご案内

お知らせ

電力・ガス・食料品などの価格高騰により、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯の方を対象に給付金を支給します。

【対象世帯】6月1日時点で世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯(課税者の扶養親族を除く)

【支給額】1世帯3万円

【申請】12月14日(必着)までに、6月下旬以降に発送する確認書または申請書に必要な書類を添えて直接または郵送で提出してください。

○直接 ⇒ 生活福祉課緊急支援給付金担当(市役所第二庁舎2階)

○郵送 ⇒ 〒243-8511 生活福祉課緊急支援給付金担当

※ご不明な点はお問い合わせください。

【問合せ】市緊急支援給付金コールセンター

☎225-2384

※受付時間 8:30~17:15

(土日・祝日を除く)

## 災害のおそれのある場所からの 移転をサポートします

お知らせ

### 居住誘導区域(がけ地近接等危険住宅) 移転事業補助金のご案内

土砂災害や河川の氾濫による家屋倒壊など、災害の危険性の高い場所から住宅を移転される方に対して、移転に関する費用の一部を補助します。



【対象】市が定める住宅にお住まいの方で、既存の住宅を撤去し、市内の別の場所へ移転する方

【補助額】一戸当たりの上限額は次のとおり

①除却費(既存住宅の撤去や跡地整備)  
308万円

②建物助成費(移転先の土地購入や住宅建設など)  
731万8千円

③移転等費(引っ越し代、仮住居費など)  
97万5千円

※②は金融機関から資金を借り入れた場合の借入金の利子に対する補助。

詳細はお問い合わせください。

【問合せ】都市計画課 ☎225-2400